

令和4年5月11日
防災くらし安心部

コロナ禍における避難所運営などの災害に備えた対応について

1. コロナ禍における避難所運営

感染予防に配慮した避難所の設置・運営や、避難所での密集を防ぐため、できる限り多くの避難所の確保をお願いしているところです。引き続き、御検討をお願いします。

[参考] 県の取組み

○山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

衛生環境の確保や発熱者等への対応など、避難所における感染予防に関する留意点等をまとめたガイドラインを作成(令和2年5月策定(最終改定:令和3年12月))

○ホテル・旅館等との連携に向けた手引き

市町村と旅館・ホテル等との連携が促進されるよう、令和3年度に作成

○災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

高齢者や障がい者など、要配慮者の避難先として旅館・ホテルを活用できるよう、平成31年3月5日に、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合とで協定を締結(市町村からの要請に基づき、県は組合に協力を要請)

2. 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等のうち、災害時の避難に支援が必要な避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村長の努力義務とされております。

特に、危険な区域に住む方など、計画作成の優先度が高い方については、改正法施行からおおむね5年程度での作成をお願いします。

[参考] 県の取組み

○災害時要配慮者支援事業(県単事業)

今年度、モデル地区を定め、地域住民や福祉部門と連携した個別避難計画作成に係る支援事業を実施する予定としておりますので、御活用ください。

災害対策基本法

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならない